

平成23年度税制改正要望の概要(租税特別措置法第84条の5の延長)

オンライン申請における登録免許税の減税措置の延長

- 趣旨**

オンライン利用を促進するため、平成19年度に創設した「電子政府推進税制」の2年間の延長を要望
 (内閣官房IT担当室との共同要望) 【現行措置の期限 平成23年3月31日まで】
 ※国に対する申請・申告等の手続の大きな割合を占めている登記及び国税分野について税制上の措置がされている
- 目的**

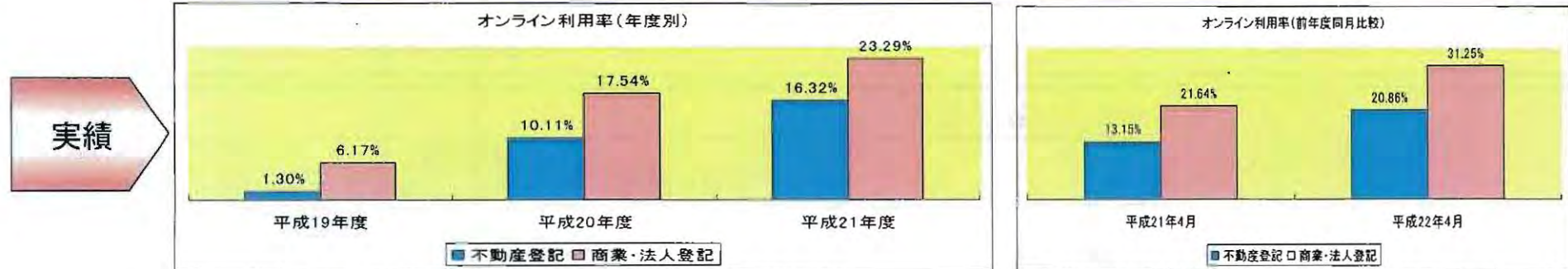
登記申請の際に納付する登録免許税について、オンラインを利用することによる税制上の優遇措置を講じることにより、オンライン申請の利用促進を図り、もって国民の利便性の向上等に資する
 ※目標値(わらび利用拡大行動計画) 平成25年度 不動産登記申請 50.75% 商業・法人登記申請 47.64%
- 対象**

○ 所有権の保存・移転の登記、抵当権の設定の登記
 (建物の保存：表題登記がオンライン申請によるものに限定)
 ○ 株式会社その他の政令で定める法人の設立登記

➡ 登録免許税所定の額の100分の10に相当する額(最大5,000円)を控除
- 税制の合理性等**

【合理性】 オンライン申請等の促進による利便性・サービスの向上を目的としているものであり合理性がある
 【有効性】 不動産の取得などに際して必要となる登記の場面に着目して、国民が負担すべき税額を軽減するものであり、有効性がある
 【相当性】 個別に補助金申請をする仕組みとするよりも、登記の場面で負担すべき税額を軽減することの方が国民・行政双方の立場から見て効率的であり、相当性がある
- 税制以外の方策**

○ 新オンライン申請システムの導入(利用者の要望を反映) → 平成23年2月から運用開始【利便性の大幅な改善】
 ○ 制度の見直し(資格者代理人の要望を反映 継続的検討) → 登記完了証の様式等の見直し
 添付書類(登記事項証明書)の省略の検討
 ○ 登記手数料の改定(オンラインインセンティブあり) → 平成23年度からの見直しを検討中



オンライン申請件数 (単位: 件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
不動産登記	155,003	1,164,111	1,782,887
商業・法人登記	107,953	314,993	377,033

オンライン申請件数 (単位: 件)

	平成21年4月	平成22年4月
不動産登記	132,848	201,511
商業・法人登記	34,800	47,658

※減税措置は、平成20年1月から講じられた

■ 平成23年度税制改正要望の概要 ■

個人が更生保護法人又は日本司法支援センターに寄附を行った場合の税額控除の導入

目的

個人寄附の促進により・
民間の更生保護活動を一層推進
センター業務の円滑・確実な実施を確保

安全・安心な地域社会の実現
総合法律支援の推進

対象

「更生保護法人」(全国164法人)又は「日本司法支援センター」に対して、個人が行った寄附

必要性

- ◆更生保護法人
刑務所出所者等の自立更生支援の中心的担い手だが、
財政基盤が極めて脆弱
- ◆日本司法支援センター(法テラス)
総合法律支援の推進のため、自己収入の確保が必要

寄附を集めやすくする
制度的な仕組みが必要!

効果

現行制度(所得控除)は高所得者に有利な制度

幅広い層からの寄附を促進し、
「新しい公共」の実現に寄与

実績

◆寄附金額及び寄附者数

	平成21年度	
	全更生保護法人	日本司法支援センター
寄附者総額(百万円)	291	5.4
寄附者総数(人)	4,059	452
税額控除(40%)による 減収見込額(百万円)	47	1.2

※保護局・司法法制部調査による